



2018年12月8日

各位

会社名 日本電信電話株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 澤田 純
(コード番号9432 東証第一部)

株式会社NTTドコモによる自己株式公開買付けの結果 及び当社個別決算での特別利益の計上について

当社子会社である株式会社NTTドコモ（以下、ドコモ）は、2018年11月7日より自己株式の公開買付け（以下、本公開買付け）を実施しておりましたが、本公開買付けが2018年12月7日をもって終了いたしましたので、別紙のとおりお知らせいたします。

また、当社の保有するドコモ普通株式のうち2億5,795万3,400株について、本公開買付けに応募した結果、2億5,675万2,200株が買い付けられることとなりました。この結果、当社個別決算において、特別利益（関係会社株式売却益）5,961億円を計上する見込みです。

* 当社の通期業績予想（連結・個別）に関しては、2018年11月6日付の「2019年3月期通期個別業績予想の修正について」における公表内容から変更はございません。

以 上

<本件に関する問合せ先>

日本電信電話株式会社 IR室

松本、木村

TEL : 03-6838-5481



平成 30 年 12 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社NTTドコモ
代表者名 代表取締役社長 吉澤 和弘
(コード：9437、東証第一部)
問合せ先 総務部 株式担当
(TEL. 03-5156-1111)

自己株式の公開買付けの結果および取得終了に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 11 月 6 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づく自己株式の具体的な取得方法として、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議し、平成 30 年 11 月 7 日より本公開買付けを実施していましたが、以下のとおり、本公開買付けが平成 30 年 12 月 7 日を以て終了いたしましたので、お知らせいたします。

また本公開買付けの終了をもって、平成 30 年 10 月 31 日の取締役会決議に基づく自己株式の取得は終了いたしましたので、併せてお知らせいたします。

I. 本公開買付けの結果について

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社NTTドコモ 東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号

(2) 買付け等をする上場株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

平成 30 年 11 月 7 日（水曜日）から平成 30 年 12 月 7 日（金曜日）まで（22 営業日）

② 公開買付開始公告日

平成 30 年 11 月 7 日（水曜日）

(4) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、2,326 円

(5) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

SMB C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

② 決済の開始日

平成 31 年 1 月 7 日（月曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

（注）公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

※税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

i 日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者である個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として 20.315%（所得税及び復興特別所得税 15.315%、住民税 5%）の額が源泉徴収されます。但し、租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号。その後の改正を含みます。）第 4 条の 6 の 2 第 12 項に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

交付を受ける金銭の額のうち上記以外の金額については、株式等の譲渡所得等に係る収入金額として、取得費等との差額は原則として申告分離課税の適用対象となります。

ii 国内に恒久的施設を有しない非居住者である個人株主の場合

配当所得とみなされる金額については、原則として 15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。但し、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

iii 法人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当とみなされ、原則として 15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

2. 買付け等の結果

（1）買付け等を行った株券等の数

| 株券等の種類 | 買付予定数 | 超過予定数 | 応募数 | 買付数 |
|--------|---------------|-------|---------------|---------------|
| 普通株式 | 257,953,468 株 | 一株 | 259,160,277 株 | 257,953,469 株 |

（2）あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の総数が買付予定数（257,953,468株）を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。）第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単位（100株）未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たなかったため、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付け等を行いました。

3. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

| | |
|-------------|--------------------|
| 株式会社NTTドコモ | 東京都千代田区永田町二丁目11番1号 |
| 株式会社東京証券取引所 | 東京都中央区日本橋兜町2番1号 |

II. 自己株式の取得終了について

取得の内容

(1) 取得した株式の種類

普通株式

(2) 取得した株式の総数

257,953,469株

(注) 発行済株式総数に対する割合6.82%（小数点以下第三位を四捨五入）

(3) 取得価額の総額

599,999,768,894円

(注) 上記金額には、公開買付代理人に支払う手数料その他諸経費は含まれておりません。

(4) 取得した期間

平成30年11月7日（水曜日）から平成30年12月7日（金曜日）まで

(5) 取得方法

公開買付けの方法による

なお、本公開買付けの終了をもって、平成30年10月31日の取締役会決議による会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

(ご参考) 平成30年10月31日開催の取締役会における決議事項

(1) 取得対象株式の種類 普通株式

(2) 取得し得る株式の総数 260,000,000株（上限）

（平成30年10月31日現在の発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合7.24%）

(3) 株式の取得価額の総額 600,000,000,000円（上限）

(4) 取得期間 平成30年11月1日から平成31年3月31日

以上